東海

No. 3044

'13. 7. 9

国土交通労働組合
東海建設支部
教育宣伝部

官民賃金を実額比較せよ

＝人事院総裁宛要求署名＝

あなたも国土交通労組へ

全労連・公務労組連絡会は、賃下げ特例法により引き下げられた賃金（実額支給）と民間労働者との賃金を比較し、今年度の勧告に反映するように求める署名を取り組んでいます。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

昨年七・六七%格差 今勧告は実額比較を

国家公務員の賃金は、「給与臨時特例法」（賃下げ法）により、平均七・八%も引き下げられています。

人事院は昨年の勧告で、実際に受け取っている賃金（引下げ後）と民間労働者の賃金とで、七・六七%の官民格差を認めながら賃金改善勧告を見送りました。労働基本権制約の「代償措置」としての役割を放棄しており、許すことは出来ません。

今年度は、実額支給の賃金を基に、官民比較を行い、賃金改善勧告を求めます。

働きがいのある職場作り、地域経済活性化・不況打開にむけた人事院勧告を

公務労働者の賃金・労働条件の改善を求める署名

人事院総裁　原　恒雄　殿

「給与臨時特例法」（以下「法」）で平均7.8%の公務員賃金が下げが強行されると、人事院は昨年の勧告で、実額の支給額では7.67%の官民較差を認めながらも、賃金改善勧告を見送りました。そのことは、労働基本権制約の「代償措置」としての較差解消機能が放棄されるものであり、今年の勧告では、実額に存在する官民の賃金格差をふまえて、賃金改善勧告をおこなうべきです。

さらに、民間の仕事をしていても労働組合員と大きな格差がある臨時・非常勤職員の賃金・労働条件の改善、時間外通の実現や、民間との賃金格差が放置されている初任給改善などが急務となっています。

いま、世界的・過密労働が職場にひろがり、公務労働者の健康的な業務が困難・公共サービスを支えています。その要因に応え、働きがいのある職場を作ることが人事院に強く求められています。同時に、公務員賃金が民間労働者や地域経済に影響することを小さくされば、すべての労働者の賃金改善のために、人事院の果たすべき役割は重要です。

こうした立場から、私たちは、13年人事院勧告にむけて以下の要求実現を求めます。

【私たちの要求】

1. 官民の賃金を実実給額で比較し、賃下げを回復する勧告をおこなうこと。
2. 通常にわたって据え置かれている一時金を引き上げること。
3. 初任給を大幅に引き上げること。
4. 高齢層の賃金抑制をおこなわず、55歳を超える職員に対する1.5%の賃金減額措置をただちに中止すること。
5. 再任用職員の賃金は、年金支給開始までの生活維持にふさわしい水準に引き上げること。
6. 非常勤職員の雇用の安定と労等待遇をはかり、当面、賃金の時間額を最低1,000円以上に引き上げること。
7. 超過勤務の縮減にむけ、実効ある対策をはかること。
8. 実効あるメンタルヘルスやハラスメント対策をおこなうこと。

氏　名	住　所

全労連・公務労組連絡会

高齢層の賃金抑制 職務に見合う賃金を

五〇年の給与構造改革以降、高齢層への給与水準引下げが行われてきた。年齢を理由にした賃下げは差別であり、職務給原則にも反し認められない。

五〇歳代は、職場で重い責任を背負って行政を支え、住宅ローンや教育費などの負担が重くのしかかる世代であり、公務職場の士気への影響を懸念する指摘もされている。

職務に見合う賃金を確保するよう改めて要求する。

再任用、期間業務職員の処遇改善をおこなえ

今年度定年退職者から、一部減額年金は支給されず、定年退職すれば無収入となります。

政府は、雇用と年金の接続を念頭に人事院が定年延長を報告したにもかかわらず、再任用の義務化を閣議決定しています。

十分な収入が得られるよう格付けや賃金水準の改善が求められます。

期間業務職員は、職場で重要な役割を果たしており、労働に見合う賃金の確保と休暇制度の改善等は喫緊の要求です。

再任用職員と期間業務職員の処遇改善も人事院に要求実現を迫ります。

東海建設支部では、今年の勧告での重点要求として、これらの要求実現を求めて要求署名や人事院中部事務局長宛の職場連判状に取り組みます。

国土交通省の職場で働く皆さんからの積極的なご協力をお願いします。

要求実現の逆動へ 皆さんのご協力を

理由なき特例法は即刻中止を

＝第5回口頭弁論開かれる＝

六月二四日、「公務員賃下げ違憲訴訟」の第五回口頭弁論が行われ、国土交通労組を含め一五〇名が参加（東海建設支部から青山書記長が参加）し、原告団から関東運輸支部の古屋書記長が報告集会で決意表明を行いました。

特例法の即時廃止を 東京地裁前要求行動

口頭弁論に先立ち、昼休みに東京地裁前要求行動が行われました。弁護団から小部弁護士が「この賃下げ特例法の目的として、国の借金や東日本大震災の復興があげられている。しかし、補正予算や今年度予算の大盤振る舞いからも、もはや賃下げする必要がなかったことは明らかである。この裁判をとおして憲法違反に加えて、法律の必要性がなかったということを明らかにしていく」と説明がありました。

また民間労組から連帯の挨拶としてJMIU三木書記長から、「民間職場では身勝手な理由で一方的に解雇が通告されるロックアウト解雇が横行しており、その背景には、企業が活動しやすい国づくりを進めようとする政府のねらいがある。賃下げ自由を許さない闘いも背景は同じであり、勝利に向けてともにがんばろう」と決意が述べられました。

一〇万筆の署名 東京地裁へ提出

一四時から東京地裁への署名提出行動を行い、これまでによせられた署名のうち、個人一〇万一九八四筆、団体一二九一筆を提出しました。国交労組の原告五名含め各単組から一七名が参加し、それぞれの思いを伝えながら公正な判決を求めました。

賃下げ特例法は憲法二八条違反

一五時からの第五回口頭弁論が行われ、被告（国）は「国家公務員の給与制度は立法府に裁量が与えられている」などと言語道断な主張をし、これに対し、原告代理人の佐渡島弁護士が意見陳述として、「裁量が与えられているとしても労働基本権保障を無意味とするような措置は憲法二八条に違反する。そのような法律は無効である」と、厳しく指摘しました。

加藤弁護士は、「民間や独法であれば、労働契約法によって労働条件の一方的な不利益変更には高度の必要性・合理性が求められる。過去の判例で国家公務員は対象外とされているが、今回の裁判では争点にすることをめざしていく」と説明がありました。

賃下げ人勧不満 大幅賃上げを

また原告団からの決意表明として、国交労組関東運輸支部古屋書記長から「人事院が賃下げの勧告をすることに不満であったが、その勧告すら無視した一方的な賃下げに対してたたかわなければならない。裁判の経験がなくとまどいもあったが、勝つために口頭弁論や署名等のとりくみを頑張っていきたい」と決意を述べました。

今後、全原告から陳述書を提出し、裁判所に実態を主張することとしています。原告とともに公務・民間の労働者や家族の声を届けるためにも、一人一〇筆の目標達成に向けて、署名のとりくみをさらに強めていきましょう。

また、第六回口頭弁論は、九月一九日一四時から行われます。